

明監報第3号

教育委員会（小学校・養護学校・中学校）行政監査結果報告のこと

地方自治法第199条第2項の規定により、みだしの監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

令和2年3月25日

明石市監査委員 藤 本 一 彦

同 藤 田 隆 大

同 辰 巳 浩 司

同 穂 原 成 人

教育委員会（小学校・養護学校・中学校）行政監査の結果について

1 監査のテーマ

「準公金の取扱いについて」

（注）準公金とは、職員が職務に関連して取り扱う現金等で、明石市財務規則及び地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則が適用されないものをいう。

2 監査の期間

令和元年12月5日から令和2年3月25日まで

3 監査の範囲

監査事務局の現地監査時点における準公金の取扱いに関する事務

4 監査の方法

「明石市立小・中・特別支援学校準公金取扱マニュアル」に基づいた事務が行われているかについて、各学校の関係書類等を調査確認し、必要に応じて関係職員の説明を聴取する方法により、監査を実施した。

監査の対象事項としては、以下のとおりである。

- (1) 準公金の取扱い状況について
- (2) 準公金の取扱い金額について
- (3) 準公金の管理状況について
- (4) 準公金の事務処理について

5 監査の結果

各学校で取り扱っている準公金のうち、小学校30件、養護学校4件、中学校24件の監査を実施した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、別途改善の検討を指示した事項については、改善措置を講じられたい。